

情報漏えい等事案等対応手続

第1条（目的）

本手続は、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）に基づき、漏えい等の事案（第2条に定める「漏えい等の事案」をいう。）が発生した場合における本協会における対応についての手続について定める。なお、本規程の用語については、「個人情報取扱規程」及び「匿名加工情報等取扱規程」の定めるところに従う。

第2条（対象とする事案）

本規程は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する事案（以下「漏えい等の事案」という。）を対象とする。

- (1) 本協会が保有する個人データ（特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい、滅失又は毀損
- (2) 本協会が保有する加工方法等情報の漏えい
- (3) 上記(1)又は(2)のおそれ

第3条（所轄部署）

- 1 事務局本部を本手続の所轄部署とし、以下の対応について、関係各部と連携して責任をもって行う。
 - (1) 本協会内部における報告・被害の拡大の防止
 - (2) 事実関係の調査、原因の究明
 - (3) 影響範囲の特定
 - (4) 再発防止策の検討・実施
 - (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
 - (6) 事実関係、再発防止策等の公表
 - (7) 関係当局への報告
- 2 事務取扱責任者である事務局本部長が本手続に定める対応を率先して行う。事務局本部長が不在の場合は、事務局本部副部長が対応を代行する。
- 3 事務取扱責任者は、本手続について定期的（年1回程度）に見直しを行う。

第4条（第一報）

本協会の従業者は、漏えい等の事案の発生を認識した場合には、事務局本部に報告をしなければならない。

事務局本部の連絡先 0120-949-141

第5条（被害拡大の防止）

- 1 事務取扱責任者は、前条の第一報があった場合、速やかに漏えい等の事案の防止その他の暫定措置を講ずるように関係部署に対して指示をする。
- 2 外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合には、当該端末等のLANケーブルを抜いてネットワークからの切り離しを行う等、適切な対応について、関係部署に対して指示をする。

第6条（経営陣への報告）

事務取扱責任者は、必要と認められる場合、直ちに、代表取締役及び関係担当取締役に対して報告を行う。

第7条（事実関係の調査、原因の究明）

- 1 事務取扱責任者は、関係部署と連携の上、以下の観点において事実関係の調査を行う。
 - (1) 漏えい等があった個人情報を取扱う部署及び担当者の特定
 - (2) 漏えい等のルートの解明
 - (3) 漏えい等の有無の確認（漏えい等していた場合には、漏えい先の特定を含む。）
 - (4) 漏えい等の対象となる本人、情報の項目及び人数の特定
- 2 事務取扱責任者は、原因の究明にあたっては、以下の観点により検討を行う。
 - (1) 全社レベルの問題か・各部レベルの問題か
 - (2) 社内規程等に不備がなかったか
 - (3) 安全管理措置（組織的・人的・物理的・技術的）に不備はなかったか（特に、不正アクセスの場合は、技術的安全管理措置において情報システムシステムの脆弱性・不備はなかったか。）
 - (4) 組織全体の問題か・個人に起因する問題か
- 3 本協会の情報システムに対する不正アクセスが認められる場合は、外部のフォレンジック専門業者に委託をして事実関係の調査及び原因の究明を行う。
- 4 事務取扱責任者は、必要に応じて、警察、弁護士等に対して相談を行う。

第8条（影響範囲の特定）

事務取扱責任者は、前条で把握した事実関係に関して、漏えい等の対象となる情報の本人の数、漏えいした情報の内容、漏えいした原因等を踏まえ、影響範囲を特定する。

第9条（再発防止策の検討及び実施）

- 1 事務取扱責任者は、第7条で究明した原因及び前条で特定した影響範囲を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。
- 2 再発防止策は以下の観点に留意して策定するものとする。

- (1) 全社レベルの見直しが必要か、各部レベルの見直しで足りるか
- (2) 社内規程等の見直しが必要か
- (3) 安全管理措置（組織的・人的・物理的・技術的）の見直しが必要か
- (4) 運用の見直しやモニタリングで足りるか

第10条（関係者の処分）

- 1 人事部長は、就業規則に基づき、関係者を懲戒処分等する。
- 2 事務取扱責任者は、必要に応じて、関係者について刑事告発を行う。

第11条（影響を受ける可能性のある本人への連絡等）

- 1 事務取扱責任者は、漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ謝罪の連絡をし、又は、本協会のホームページに事実の概要及び専用窓口を公表することにより本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
- 2 前項にかかわらず、本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合（以下の場合をも含むがこれらの場合に限られない。）には、本人への連絡等を省略することができる。なお、サイバー攻撃による場合等で、公表することでかえって被害の拡大につながる可能性があると考えられる場合には、専門機関等に相談するものとする。
 - (1) 紛失したデータを第三者に見られることなく速やかに回収した場合
 - (2) 高度な暗号化等の秘匿化が施されていて紛失したデータだけでは本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合

第12条（影響を受ける可能性のある本人への賠償）

事務取扱責任者は、漏えい等の事案が発生した場合、漏えい等の対象となった情報の内容、漏えい等の態様等の事実関係及び究明した原因、他の同種事案における賠償額等を考慮して、影響を受ける可能性のある本人への賠償額（金銭以外の賠償を含む。）及び賠償方法を決定する。

第13条（事実関係及び再発防止策の公表）

- 1 事務取扱責任者は、漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表するものとする。
- 2 前項にかかわらず、本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合（以下の場合をも含むがこれらの場合に限られない。）には、事実関係及び再発防止策等についての公表を省略することができる。なお、サイバー攻撃による場合等で、公表することでかえって被害の拡大につながる可能性があると考えられる場合には、専門機関等に相

談するものとする。

- (1) 紛失したデータを第三者に見られることなく速やかに回収した場合
- (2) 高度な暗号化等の秘匿化が施されていて紛失したデータだけでは本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合

第14条（個人情報保護委員会への報告）

- 1 事務取扱責任者は、漏えい等の事案が発生した場合、速やかに、個人情報保護委員会に報告する。
- 2 前項にかかわらず、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、個人情報保護委員会に報告することを要しない。

- (1) 実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合

なお、「実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合」には、例えば、次のような場合が該当する。

- ・漏えい等の事案に係る個人データ又は加工方法等情報について高度な暗号化等の秘匿化がなされている場合
- ・漏えい等の事案に係る個人データ又は加工方法等情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合
- ・漏えい等の事案に係る個人データ又は加工方法等情報によって特定の個人を識別することが漏えい等の事案を生じた事業者以外ではできない場合（ただし、漏えい等の事案に係る個人データ又は加工方法等情報のみで、本人に被害が生じるおそれのある情報が漏えい等した場合を除く。）
- ・個人データ又は加工方法等情報の滅失又は毀損にとどまり、第三者が漏えい等の事案に係る個人データ又は加工方法等情報を閲覧することが合理的に予測できない場合

- (2) F A X若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合
なお、「軽微なもの」には、例えば、次のような場合が該当する。

- ・F A X若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち、宛名及び送信者名以外に個人データ又は加工方法等情報が含まれていない場合

第15条（改廃）

本規程の改廃は、理事会（理事会がない場合は理事）の決定により行うものとする。

附則

本規程は、令和4年 11 月 10 日より施行する。